

「指導力向上を要する教員にかかるフォローアップシステムの構築を目指して - 報告 - 」(概要)

1 「指導力向上を要する教員」の定義

「指導力向上を要する教員」とは

児童生徒の学習指導、学級経営、生徒指導、あるいは児童生徒・保護者等との人間関係において著しく適切さを欠くため、教育活動に支障をきたし、研修等必要な措置を講ずる必要がある者。

ただし、病気休暇中の者及び健康管理審査会の管理下にある者は除く。

2 「指導力向上を要する教員」への対応システム

(1) 対応システムの流れ (別紙「フロー図」参照)

(2) 「指導力向上を要する教員」の判断及び支援にあたっての対応

学校において

管理職は、問題事象を的確に把握するための記録をとり、対象教員に認識を促し、判断にあたっては、恣意的・意図的にならないよう留意するとともに、支援・指導を継続してもなお改善がみられない場合は、市町立学校は市町組合教育委員会へ、県立学校は県教育委員会へ報告する。

管理職は、対象教員の状況を十分に勘案して、自覚を促すよう適切な支援・指導を行う。

市町組合教育委員会において

市町組合教育委員会は、学校の管理職と連携協力して対象教員に対する経過観察や実態調査を行うとともに、それぞれの状況に応じた判断に基づき、支援・指導を継続してもなお改善がみられない場合は、教育事務所へ報告する。

市町組合教育委員会は、学校の管理職と連携協力して対象教員に十分な研修を実施するなど指導・支援を行う。

教育事務所において

教育事務所は、市町組合教育委員会と連携して、対象教員の実態調査を行うとともに、それぞれの状況に応じた判断に基づき、支援を重ねても改善がみられない場合は、県教育委員会に報告する。

教育事務所は、市町組合教育委員会の要請を受けて、学校サポートチーム等を派遣するなど対象教員に対して必要な支援を行う。

県教育委員会の諮問

県立学校長や教育事務所からの報告に基づき、指導・支援の経過等について精査した上で判定委員会に諮問を行う。

判定委員会の在り方とその役割等

公正・公平性、客觀性を確保する観点から第三者機関として判定委員会を設置する。

判定委員会は、県教育委員会の諮問に対し、様々な角度から状況等を客觀的に検討し、「指導力向上を要する教員」に該当するかどうかを判断する。

判定委員会は、対象教員の克服すべき課題や研修の内容について審議する。

県教育委員会における「指導力向上を要する教員」の判定

県教育委員会は、判定委員会の報告を受け、「指導力向上を要する教員」を判定し、校外研修を命じる。

(3) 「指導力向上を要する教員」にかかる校外研修

県教育委員会は、「指導力向上を要する教員」に対して、県立教育研修所において原則として1年間、研修プログラムにより校外研修を実施する。

研修プログラムは、自身の問題点を認識させる研修から開始し、最後には教員の使命等を総括するという流れにするとともに個々に応じたものとする。

県立教育研修所は、該当教員の研修期間終了後に、研修の結果等について県教育委員会に報告する。

(4) 校外研修後の処遇

判定委員会は、県教育委員会の諮問に対し、県立教育研修所での研修成果等について検討した上で、該当教員の処遇等について審議し、その結果を県教育委員会へ報告する。

県教育委員会は、判定委員会の報告に基づき、該当教員の状況によって、職務に復帰・研修継続・職種変更・退職勧奨・分限処分などの処遇を行う。

(5) システム運用にかかる留意事項

意見聴取の必要性

システムの各段階における指導力についての判断に際しては、公正・公平性、客觀性の観点から、必要に応じて本人を含めた複数の関係者から意見聴取をしていく仕組みを整える。

管理職への対応等

市郡町組合及び県教育委員会は、問題事象にかかる対応について管理職が相談できる窓口を設置する。

市郡町組合及び県教育委員会は、管理職に対してシステムにかかる必要な研修等を実施し、管理職としての指導力の向上を図る。

「心の病」と思われるが医療機関に受診しない教員の判断等の在り方

校長は、専門家等から専門的な医療機関での受診が必要であるとの助言を得た場合、本人に対して受診を勧める。

本人が継続的な受診指導にも応じることがない場合は、文書で受診命令を行う。

本人が受診命令に応じない場合は、「指導力向上を要する教員」にかかる事案として、本人に告知した上で、県教育委員会に報告する。

4 「指導力向上を要する教員」を生じさせないために

(1) 校外研修が必要と判断されなかつた教員への対応

校内において、職場でのサポート体制を整えるなど支援体制を確立する。

市郡町組合及び県教育委員会や関係機関は、校内の取組を支えるために、相談・指導・支援のための体制を充実させるなど外部から学校を支援する。

(2) 「心の病」に悩む教員に関する対応

心の病に悩む教員への対応は、「指導力向上を要する教員にかかるフォローアップシステム」の対象外となるが、以下のような取組を進めることとする。

- ・ 管理職は、教員が悩みを相談しやすい環境を整備する等日常のメンタルヘルス体制の充実に努める。
- ・ 管理職は、心の病と思われる教員に対して、病状を把握するとともに医療機関等での受診を勧め、さらには、日常における状況等を正確かつ客觀的に記録し、指導・支援等を行う。
- ・ 「心の病」と思われる教員に対して、近畿中央病院での相談事業等について再周知を図る。
- ・ 管理職は、対象教員の病気休暇及び休職期間中においても状況を確認しておく。